

地縁団体 法人化の手引き



令和5年10月

柏市役所市民活動支援課

目 次

第 1 章	地縁団体の法人化とは	1
1	法人化はなぜ必要か	
2	法人化によるメリット・デメリット	
3	認可を受けるための要件	
第 2 章	町会内での進め方	4
1	法人化委員会を組織	
2	法人化委員会が理解を深める	
3	法人化のスケジュール例	
第 3 章	法人化のための規約作り	6
第 4 章	法人化のための名簿作り	8
第 5 章	法人化の申請手続き	9
第 6 章	法人化後の町会運営	10
1	総会の開催について	
2	規約を変更するとき	
3	代表者が変更になったら	
4	その他の届け出	
5	証明書の発行	
6	税金について	
7	登記について	
第 7 章	よくある質問	15
第 8 章	様式・記載例	19

第1章 地縁団体の法人化とは

1 法人化はなぜ必要か

平成3年まで、地縁団体（以下「町会」）は、一定の区域に住所を有する人々によって形成された任意の団体であったため、法的には「権利能力なき社団」となり、契約や不動産登記の主体になることはできませんでした。

町会が集会施設などの不動産を取得した場合には、会長の個人名義や役員の名義で不動産登記をすることになり、名義人の交代や死亡があったときには、登記名義の変更や遺産相続問題等が発生するなどの不都合が生じていました。

このような不都合を解消するために、平成3年に地方自治法（260条の2）を改正し、町会が、一定の手続きの下に法人格を取得（以下「法人化」）できることになりました。法人化により、不動産登記も町会名で行うことが可能になりました。

令和3年の地方自治法改正により要件が見直され、不動産等の保有の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために、認可を受けることができるようになりました。

2 法人化によるメリット・デメリット

法人化によるメリットは、この制度の趣旨である町会名義で不動産登記ができることです。これにより、一度町会名義で登記すれば、以後代表者が変更になっても登記内容を変更する必要がありません。

デメリットとしては、社団法人に準拠した規約への変更が必要になり、会の運営が若干煩雑になることに加え、規約の変更、会の解散、財産の処分等の条件が厳しくなることが挙げられます。

3 認可を受けるための要件

町会が法人化するためには市長の認可が必要となります。認可を受けるための要件は、次のとおりです。

①良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。

法人化する団体が、文化や福祉等の特定な活動を目的とするものではなく、広く地域的な共同活動を目的としなければなりません。

現にその活動を行っているとは、町会として数年にわたり活動がされていることを意味します。

②区域が、客観的に明らかなものとして定められており、この区域が相当の期間にわたって存続していること。

区域が不明確であると構成員の範囲も不明確となり、トラブルの原因となる恐れがあります。区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められていなければなりません。

③区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員であること。

すべての個人とは、年齢・性別を問わず区域に住所を有する個人すべてということです。これに反する加入資格等を定めることは認められません。

また、相当数とは区域の住民の過半数を意味します。

④所定の要件を満たした規約を定めていること。

法人化するためには，規約を定めて団体の名称や目的，組織の運営方法等を明確にすることが必要です。

詳細は，巻末の「規約例」を御参照ください。

第2章 町会内での進め方

1 法人化委員会を組織

法人化には，最短でも半年，長ければ数年かかることもあります。役員が交代するたびに，再び最初に戻って共通理解を図るのでは効率が良いとはいえません。

最後まで責任をもって事務にあたることのできる法人化委員会等を組織することが望ましいと思われれます。人数については町会の事情により異なりますが，3人～5人の場合が多いようです。

また，ふるさとセンター建設に合わせて法人化を進める場合は，センター建設委員会が兼務するケースも見受けられます。

2 法人化委員会が理解を深める

法人化作業を進める中で町会員からの質問を受けたり，説明を求められる機会が予想されます。町会内でスムーズに法人化を進めるには，まず法人化委員会の皆様が法人化についての理解を深めることが大切です。

3 法人化のスケジュール例

- 4月 総会で法人化を進めることについての承認
法人化委員会を組織，委員の選任
- 5月～ 法人化委員の学習会
※ 御希望があれば，市役所で委員を対象とした
説明会を行います。
- 7月～ 町会員を対象に説明会の開催，回覧の配付
※ 一般の会員に向けて周知します。
- 9月～ 規約改正案の作成
※ 市担当職員と協議しながら作成します。
- 翌年
- 4月 総会で規約の改正と法人化申請の決議
- 5月 名簿作成
※ 会員全員の氏名と住所を記載した名簿
- 6月 市への申請
- 7月 地縁法人として認可
- 8月 不動産登記（法務局）

◎ 臨時総会を開催すれば，期間を短縮することもできます。

第3章 法人化のための規約作り

町会を法人化するにあたって、最低次の8つの項目が含まれる規約を定める必要があります。規約を定めて団体の名称や目的等を明らかにして、組織の管理運営方法を明らかにすることが必要なためです。

① 目的

特定活動だけでなく広く地域的な共同活動を行うものである必要がありますが、団体の権利能力の範囲を明確にするため、具体的に定めることが望まれます。

② 名称

名称については特に制限はありません。ただし、他の法令に抵触する名称（財団法人や社会福祉法人など）は避けなければなりません。

③ 区域

活動の基盤となる区域を定めます。住居表示や地番を基本とします。

④ 主たる事務所の所在

主たる事務所1か所を定めます。代表者宅又は集会所に置くことが一般的です。住居表示や地番で定めることも「代表者宅に置く」「集会所に置く」という定め方も可能です。

⑤ 構成員の資格に関する事項

「区域に住所を有する個人」のほかに、年齢や性別

等の条件を会員の資格として定めることは認められません。なお、法人も表決権のない賛助会員として参加できるとすることは可能です。

⑥ 代表者に関する事項

代表者の選任方法，任期，職務などを定めます。

⑦ 会議に関する事項

通常総会・臨時総会の開催及び招集方法，決議事項などを定めます。

⑧ 資産に関する事項

資産の構成，管理・処分の方法等を定めます。

また，この8つの事項が入っていればそれ以外の事項を定めることは差し支えありません。

法人化後，規約を変更する場合には市の審査及び変更の申請が必要になります（変更の手続きについては，11ページ参照）。そのため，町会費等，変更が予測されるようなものについては，「細則」の中で定めることをお勧めします。

上記内容をもとにした規約例を巻末に掲載しましたので，御参照ください。

第4章 法人化のための名簿作り

法人認可の申請時には、町会構成員の名簿を提出していただきます。

名簿は、氏名・住所が記載されていれば、様式については特に定められていません。

この構成員名簿によって、法人認可の要件の一つである「現に区域に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっているかどうか」を判断することとなります。

※相当数とは

$$\frac{\text{構成員名簿の人口}}{\text{区域に住んでいる全人口（子供，未加入世帯を含む）}} > 50\%$$

構成員名簿については巻末の資料編に様式の例を載せておきますので、御参考にしてください。

第5章 法人化の申請手続き

総会で規約変更と法人化申請の決議のあと，地縁団体の代表者（町会・自治会・区長）が市役所市民活動支援課の窓口へ以下の書類を添えて，認可申請を行います。

◎申請書類

- ①認可申請書（P 2 0）
- ②規約
- ③認可を申請することについて，総会で議決した書類
※総会議事録抄本（P 2 2）
- ④構成員名簿（P 2 6）
※町会加入者数調査書（P 2 7）を含む
- ⑤良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
※前年度事業報告書及び決算書
※現年度事業計画書及び予算書
- ⑥申請者が代表者であることを証する書類
 - ア 代理人の有無（P 2 8）
 - イ 代表者の職務執行停止の有無，職務代行者選任の有無（P 3 0）
 - ウ 地縁による団体の代表者の承諾書（P 3 2）



申請を受け付けてから認可されるまでの期間は，概ね1カ月です。認可の通知は会長宛に文書でお知らせします。

第6章 法人化後の町会運営

1 総会の開催について

法人化後，町会運営で大きく変わってくるのは総会を開催する際の定足数と表決権です。

通常，表決権（権利）は町会費の納入（義務）に対して与えられるものと考えられます。そのため，総会議事の通常事項に関しては，表決権も定足数も世帯単位とする旨の規定（巻末規約例 第21条2項）をおけば，従来どおり，世帯単位で行うことができるものと考えられます。

しかし，重要事項（規約の変更・会の解散・財産）については，表決権・定足数ともに個人を単位とします。

	重要事項	通常事項
例	<ul style="list-style-type: none"> ・規約の変更 ・会の解散 ・財産 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・予算 ・事業報告・決算 など
会 員	すべての個人	すべての個人
定足数	総会員の2分の1以上の出席	総会員の2分の1以上の出席
表決権	<u>1人1票</u>	<u>1世帯1票</u> ※考え方は，会費の納入単位となる「世帯」
議決数	総会員の4分の3以上の賛成 ※1	出席した会員の2分の1以上の賛成 ※2
委 任	委任状必要	出席者が世帯を代表 （同じ世帯の構成員から委任されたものとみなす。世帯内に限り口頭委任可）

※1 地方自治法第260条の3及び第260条の21

※2 地方自治法において特に定めはありませんが，規約により表記のように規定することが適切と考えられます（巻末規約例）。

2 規約を変更するときは

規約を変更する場合には、事前に柏市の審査を受けたうえ、各町会・自治会の総会で「規約変更の決議」が必要となります。この場合の決議は個人単位で行うこととなります。その後、代表者から以下の書類を提出して申請することになります。

◎申請書類

- ①規約変更認可申請書
- ②規約変更を総会で決議したことを証する書類
※総会議事録抄本

3 代表者が変更になったら

法人化後、町会の代表者等が変更になった場合には告示事項の変更の届け出をする必要があります。この届け出がされない限り代表者の告示事項は変更になりませんので、注意してください。

◎届出書類

- ①告示事項変更届出書（P 3 4）
- ②総会議事録抄本（P 3 6）
- ③代理人の有無（P 2 8）
- ④代表者の職務執行停止の有無，職務代行者選任の有無（P 3 0）
- ⑤地縁による団体の代表者の承諾書（P 3 2）

4 その他の届け出

団体事務所や区域等の告示事項が変更になった場合は、届け出が必要になります。詳しくはお問合せください。

会員名簿の変更は、市に届け出の必要はありません。

②印鑑登録について

認可地縁団体の印鑑登録手続き及び登録証明書の発行も市民活動支援課の窓口で行っています。こちらの申請については、ともに代表者の方が行います。

	登 録	証明書の発行
申請者	代表者	代表者
持ち物	<ul style="list-style-type: none">・登録する認可地縁団体の印鑑・代表者の方の実印（市に印鑑登録している印鑑）・代表者の方の印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none">・登録している認可地縁団体の印鑑・代表者の方の実印（市に印鑑登録している印鑑）
手数料	無料	1通300円

代表者以外の方が手続きをする場合は、委任状が必要となります。

印鑑登録証明書の発行は印鑑登録申請後2～3日程度かかりますので、御注意ください。

証明書の発行には若干時間を要しますので、御了承ください。（事前に電話でご連絡をいただきますと、用意しておきます。）

※代表者が変更になると印鑑登録は抹消となりますので、御注意ください。

6 税金について

減免措置等があるため，法人格の取得により，新たに税が課されるということはありません。

問い合わせ ◎柏税務署 TEL 7 1 4 6 - 2 3 2 1

◎柏県税事務所 TEL 7 1 4 7 - 1 2 3 1

◎柏市役所市民税課 TEL 7 1 6 7 - 1 1 2 4

7 登記について

法人格の取得により，これまで町会が保有しながら個人・共有名義となっていた不動産を町会名義に移転登記することができます。不動産登記についての詳しい手続きについては，法務局へお問い合わせください。

◎千葉地方法務局柏支局 TEL 7 1 6 7 - 3 3 0 9

第7章 よくある質問

①不動産を取得する場合には法人格の取得は義務ですか？

義務ではありません。町会内で必要性を十分に協議したうえで決定してください。ただし、市から「ふるさとセンター整備事業補助金」の交付を受けて不動産を取得する場合には、法人格の取得が条件になります。

②法人格を取得すると市の管理下におかれるのでしょうか？

市は町会が権利義務の主体となるための必要な要件を満たしているかを確認するもので、指揮監督下におくものではありません。

③子どもも必ず加入しなくてはいけないのでしょうか？

加入はあくまでも本人（法定代理人＝親権者）の意思です。ただし、その地域に住所を有するすべての人（町会未加入世帯、子ども、外国人等を含む）のうち、2分の1を超える構成員となっていることが認可の要件となりますので、注意が必要です。⇒P 8 参照

④子どもの意思はどのように確認するのでしょうか？

未成年者・幼児の表決権の行使については、民法の規定に従って法定代理人（親権者）の同意を要することになります。

⑤会員は個人とあるが会費はどうするのでしょうか？

従来どおり、世帯単位で徴収するのが、一般的であると考えられます。

⑥なぜ構成員に法人を含むことはできないのでしょうか？

地域社会における近隣関係の中心は、活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられるためです。構成員とはなることができませんが、団体に対し様々な支援を行う関係から「表決権をもたない賛助会員」として位置付け、地域の活動に参加することは可能であると考えられます。

⑦町会内で準備することは？

主な準備事項は次の3点です。

- ◎認可要件に適合した新規約の作成
- ◎構成員名簿の作成
- ◎規約変更、認可申請について総会での議決

⑧申請時に提出する会員名簿とは？

構成員の氏名・住所のみを記載したもので結構です。年齢、性別、電話番号等は必要ありません。また自署である必要はありません。提出名簿に記載された構成員数をもとに認可要件である「区域内の過半数以上が構成員」であるかを審査します。

⇒P 8, P 26 参照

⑨認可要件にある「相当数が構成員」とは？

その地域に住所を有するすべての人（町会未加入世帯、子ども、外国人等を含む）のうち、2分の1を超える構成員となっていることが要件です。⇒P 8 参照

⑩法人格を取得するまでの期間は、どのくらい必要でしょうか？

規約変更には総会の開催が必要になるため、市へ申請す

るまでの準備期間として半年から1年が標準的な期間のようです。市では申請を受けてから約1か月程度で認可します。

⑪通常の運営も変わるのでしょうか？

団体の構成員は、個人としてとらえられることになるので、個人が各々一個の表決権を持つこととなります。しかし、従来の町会においては、世帯単位で表決を行ってきたこともあり、予算・決算、事業計画等、通常の事項については、規定を設けたうえで、世帯単位で表決を行うことは可能です。⇒P 10 参照

⑫規約変更時の手続きは？

規約変更をする場合は、事前に地域支援課で変更内容について審査を受けたうえで、総会での議決を受けて変更することになります。会費等、変更の可能性のある項目については、別途細則に定めることもできます。（細則の規定、変更については市の審査は必要ありません）

⇒P 11 参照

⑬会員名簿の内容に変更があった場合、市に届け出るのでしょうか？

市へ名簿を提出するのは認可申請時のみです。その後、内容に変更があった場合は、町会内で管理する名簿への訂正を加えていただければ結構です。

⑭構成員が転居等する際、不動産の持分は？

地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできないものと解されます。

⑮法人格を取得すると法人税等の扱いは？

従来と変わりなく，収益事業を行わなければ法人税は課税されません。また，固定資産税についても町会所有の集会所は減免されます。

第8章 様式・記載例

1	認可申請書	20
2	総会議事録抄本（認可申請用）	24
3	構成員名簿	26
4	加入数調査書	27
5	代理人の有無	28
6	代表者の職務執行停止の有無，職務代行者選任の有無	30
7	地縁による団体の代表者の承諾書	32
8	告示事項変更届出書	34
9	総会議事録抄本（代表者変更に用）	36
10	その他（町会配布資料例）	38
11	町会規約例	42

令和 年 月 日

柏市長 あて

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 総会議事録又は総会議事録抄本

(認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類)

- 3 構成員の名簿
- 4 事業報告書、役員名簿

(良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類、総会資料等)

- 5 地縁による団体の代表者の承諾書
(申請者が代表者であることを証する書類)
- 6 代理人の有無
(代表者の資格に関する書類)
- 7 代表者の職務執行停止の有無，職務代行者選任の有無
(代表者の資格に関する書類)
- 8 町会区域図

令和 ○年 5月 28日

柏市長 あて

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 柏○×町会

所在地 柏市柏○丁目×番地△号

代表者の氏名及び住所

氏 名 柏 レイ太郎

住 所 柏市柏△丁目×番地○号

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 総会議事録又は総会議事録抄本

(認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類)

- 3 構成員の名簿
- 4 事業報告書、役員名簿

(良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活

動を現に行っていることを記載した書類，総会資料等)

5 地縁による団体の代表者の承諾書

(申請者が代表者であることを証する書類)

6 代理人の有無

(代表者の資格に関する書類)

7 代表者の職務執行停止の有無，職務代行者選任の有無

(代表者の資格に関する書類)

8 町会区域図

総 会 議 事 録（抄本）

- 1 日 時
令和 年 月 日 時 分開会 時 分閉会
- 2 会 場
- 3 会員の出席状況

総会員数（総会当日現在）	名
出席者（書面表決者並びに委任状提出者を含む）	名
欠席者	名
- 4 総会に付した事項
 - (1) 規約の改正について
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請について
 - (3) 氏を会の代表者とするについて
 - (4) 氏及び 氏を議事録署名人に選任することについて
- 5 地縁による団体の認可申請にかかる総会の審議事項
 - (1) 規約の改正については、出席者の過半数以上の賛成をもって可決した。
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者の過半数以上の賛成をもって可決した。
 - (3) 氏を会の代表者とするについては、出席者の過半数以上が同意した。
 - (4) 氏及び 氏を出席者の過半数以上の同意により、議事録署名人に選任した。

上記は、令和 年 月 日開催の の総
会議事録の抄本であることを証明する。

令和 年 月 日 議 長.....(印)

議事録署名人.....(印)

議事録署名人.....(印)

規約改正及び法人化申請の決議を行うまでの総会運営（定足数や議決数）は改正前の規約により行います。

認可申請用

総 会 議 事 録（抄本）

記載例

- 1 日 時
令和 〇年 5月 10日 10時 30分開会 11時 30分閉会
- 2 会 場
- 3 会員の出席状況
総会員数（総会当日現在） 4 5 6名
出席者（書面表決者並びに委任状提出者を含む） 3 4 5名
欠席者 1 1 1名
- 4 総会に付した事項
(1) 柏〇×町会 規約の改正について
(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2
第2項に規定する地縁による団体の認可申請について
(3) 柏 レイ太郎 氏を会の代表者とするについて
(4) 〇〇〇〇 氏及び △△△△ 氏を議事録署名人に
選任することについて
- 5 地縁による団体の認可申請にかかる総会の審議事項
(1) 柏〇×町会 規約の改正については、出席者の過
半数以上の賛成をもって可決した。
(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2
第2項に規定する地縁による団体の認可申請については、
出席者の過半数以上の賛成をもって可決した。
(3) 柏 レイ太郎 氏を会の代表者とするについては、
出席者の過半数以上が同意した。
(4) 〇〇〇〇 氏及び △△△△ 氏を出席者の過半
数以上の同意により、議事録署名人に選任した。

上記は、令和 4年 5月 10日開催の 柏〇×町会 の総会議
事録の抄本であることを証明する。

令和 年 月 日 議 長 ○○○○ 印

署名又は記名・押印を
お願いいたします。

議事録署名人 ○○○○ 印

議事録署名人 △△△△ 印

会員名簿

No.

番号	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

名簿登載者数 人 (累計 人)

加入数調査書

班名	会員数	世帯数	班区域内の 未加入世帯数
合計			

代 理 人 の 有 無

地縁による団体の名称

代表者名

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合

代理人 氏名

住所

(2) 無

※ 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の9の特別代理人をいいます。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

参考：地方自治法規定

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又ハ総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

代理人の有無

地縁による団体の名称

柏〇×町会

代表者名

柏 レイ太郎

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合

代理人 氏名

住所

(2) 無

※ 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の9の特別代理人をいいます。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

参考：地方自治法規定

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又ハ総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

代表者の職務執行停止の有無，職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

.....

代表者名

.....

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

1 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合

職務代行者 氏名

.....

住所

.....

(2) 無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は，裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により，仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。
該当のない団体は，「無」の番号に○印をしてください。

代表者の職務執行停止の有無，職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

柏〇×町会

代表者名

柏　レイ太郎

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

1 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合

職務代行者 氏名

住所

(2) 無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は，裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により，仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。
該当のない団体は，「無」の番号に○印をしてください。

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

.....

地縁による団体の主たる事務所の所在地

.....

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたしました。

令和 年 月 日

住 所

.....

氏 名

.....

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

柏〇×町会

地縁による団体の主たる事務所の所在地

柏市柏〇丁目×番地△号

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたしました。

令和〇年 5月28日

住 所 柏市柏△丁目×番地〇号

氏 名 柏 レイ太郎

令和 年 月 日

柏市長 あて

地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

令和 〇年 5月28日

柏市長 あて

地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称 柏〇×町会

所在地 柏市柏〇丁目×番地△号

代表者の氏名及び住所

氏 名 東葛 ソル子

住 所 柏市柏◎丁目△番地〇号

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所変更

(変更前) 柏 レイ太郎 柏市柏△丁目×番地〇号

(変更後) 東葛 ソル子 柏市柏◎丁目△番地〇号

2 変更の年月日

令和〇年5月10日

3 変更の理由

任期満了のため

総 会 議 事 録 (抄本)

- 1 日 時
令和 年 月 日 時 分開会 時 分閉会
- 2 会 場
- 3 会員の出席状況
総会員数（総会当日現在） 名
出席者（書面表決者並びに委任状提出者を含む） 名
欠席者 名
- 4 総会に付した事項
(1) 氏を会の代表者とすることについて
(2) 氏及び 氏を議事録署名人に
選任することについて
- 5 地縁による団体の告示事項の変更にかかる総会の審議事項
(1) 氏を会の代表者とすることについては，出
席者の過半数以上が同意した。
(2) 氏及び 氏を出席者の過半数
以上の同意により，議事録署名人に選任した。

上記は，令和 年 月 日開催の の総会
議事録の抄本であることを証明する。

令和 年 月 日 議 長 ⑩

議事録署名人 ⑩

議事録署名人 ⑩

総会が有効に成立し、議案が議決されたことを証する書類です。
下記の事項が含まれるものであれば任意の書式、コピーでもかまいません。ただし、議長、議事録署名人の捺印は必要となります。

記載例

代表者変更用

総会議事録（抄本）

- 1 日 時
令和〇年 5月 10日 10時 30分開会 11時 30分閉会
- 2 会 場
- 3 会員の出席状況
総会員数（総会当日現在） 4 5 6名
出席者（書面表決者並びに委任状提出者を含む） 3 4 5名
欠席者 1 1 1名
- 4 総会に付した事項
(1) 東葛 ソル子 氏を会の代表者とするについて
(2) ○○○○ 氏及び △△△△ 氏を議事録署名人に選任することについて
- 5 地縁による団体の告示事項の変更にかかる総会の審議事項
(1) 東葛 ソル子 氏を会の代表者とするについては、出席者の過半数以上が同意した。
(2) ○○○○ 氏及び △△△△ 氏を出席者の過半数以上の同意により、議事録署名人に選任した。

委任状を含め、総会の定足数に達している必要があります。

上記は、令和〇年 5月 10日開催の 柏〇×町会 の総会議事録の抄本であることを証明する。

令和〇年 5月 10日

議 長 ◎◎◎◎ (印)

署名又は記名・押印を
お願いいたします。

議事録署名人 ○○○○ (印)

議事録署名人 △△△△ (印)

令和 年 月 日

町会員各位

〇〇町会
会長 〇〇〇〇

〇〇町会の法人格取得について

〇〇の候 町会員の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本町会では、ふるさとセンターの建設に向け、皆様のご協力を頂き準備を進めているところです。市では町会を法人化し、町会名義で不動産登記することを補助金交付の条件としています。

つきましては、本町会におきましても法人格取得に向け、準備を進めてまいりたいと存じますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

◎法人格取得の目的

不動産登記を町会名義ですることが可能となり、代表者が変更となっても登記変更の必要がなくなります。

◎町会規約の変更

法人格を取得するためには、規約を所定の要件を満たすものに變更する必要があります。規約の變更は総会の議決を要します。

◎会員名簿の作成

新規約では、会員は原則個人単位（子どもから大人まで）となります。市への法人化申請手続きには、会員名簿（会員の氏名と住所記載）の提出が必要となります。会員名簿の作成については、後日回覧のうえ御協力いただきますのでよろしくお願いいたします。

例 1

委 任 状

私は〇〇〇〇を代理人と定め、下記事項を委任いたします。

記

令和 年度〇〇町会定期総会議案に関すること。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

例 2

議決権行使書

私は令和 年度〇〇町会定期総会の議案につき下記のとおり議決権を行使します。

第 1 号議案 (賛 ・ 否)

第 2 号議案 (賛 ・ 否)

第 3 号議案 (賛 ・ 否)

第 4 号議案 (賛 ・ 否)

第 5 号議案 (賛 ・ 否)

令和 年 月 日

住所

氏名

印

令和 年 月 日

町会員各位

〇〇町会
会長 〇〇〇〇

会員届の提出について

〇〇の候 町会員の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本町会では、先の定例総会でもご報告しましたとおり、町会の法人化作業を進めているところです。

市への法人化の認可申請にあたり、会員名簿の提出が必要となります。会員名簿の作成にあたり、皆様にあらかじめ会員届の提出をお願いするものです。

なお、新規約（ 年 月 日施行）により、会員は個人単位となるため、世帯全員のかたが会員となることができます。加入率が法人の認可要件となっているため、極力多くのかたの記載をお願いいたします。

会 員 届

〇〇町会長 様

下記の者を〇〇町会会員として届け出ます。

令和 年 月 日

氏 名	住 所

〇 〇 町 会 規 約

【解説】規約の名称に特に制約はありませんが、通常は第2条に定める会名を使います。

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 防犯・防火並びに生活環境の向上
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

【解説】上記を含めて、その町会の目的に沿って必要な事項があれば自主的に定めてください。

例 ①会員の親睦，研修，文化の向上②保健衛生③祭典，
体育等の行事④福利厚生⑤生活環境の向上⑥防火・防犯
街路灯の管理など

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

【解説】この名称は町の名前や団地の名前に「町会」「自治会」「区」をつけるのが一般的です。

(区域)

第3条 本会の区域は、柏市〇〇町△番××号から、△番××号までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、〇〇町会ふるさとセンターに置く。

【解説】 この表示は住所のみでもよく、上記のように建物の名称でもかまいません。会長宅とした場合は代表者の個人名は付けません。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

【解説】 ①従来、町会への加入は、世帯単位（1世帯1会員）で行われていたのが実情だと思われそうですが、法人化のための規約では、法令により加入は個人単位とします。この点が「第21条総会の表決権」や、別に定める必要がある「会費の額」などにも関係してきます。

②加入希望者の年齢や性別を会員資格に加えることはできません。

③法人や団体は会員とはなれませんが、別途規定を設けることで表決権のない賛助会員とすることは可能です。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【解説】 会費の徴収単位や金額の具体的な定めはこの規約本文ではなく、総会の議決事項か、または別に定める細則に移すことが適当です。規約本文に定めると変更の際の手続きが煩雑になります。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しよ

うとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出する。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【解説】第5条で「会員は個人単位」と定めたので、手続きも個人単位となります。ただし、一枚の入会申込書に同じ世帯の会員となるかたを連名で記入する様式等を定めることはかまいません。

(退会等)

第8条 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

【解説】会費未納が長期になる会員の資格取扱いなどは、必要により細則に定めてください。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 人

(3) その他の役員 人

(4) 監事 人

【解説】①役員会のほかに必要な組織を設けることもできます。

1 組織を系統化するもの「班長」「組長」など

2 活動の目的を持つ部会組織「文化部」「防災環境部」「子ども会」「老人会」など

②会計監査では、業務執行状況の監査が外れるため「監事」とします。

③その他の役員として「会計」「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。その場合第11条に職務を明ら

かにしておくことが適当です。

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

【解説】 監事は会務の執行を監査する役職上、他の役員と兼務することは避ける必要があります。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員業務の執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認められるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【解説】 「会計監査」では業務執行状況の監査が外れるため「監事」とします。監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。役員任期は、法律上特に規定はなく、自主的に定めていただきます。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

【解説】通常総会の名称は定期総会でもかまいません。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

【解説】会員とは個人を指します。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【解説】総会は、少なくとも毎年一回は開催する必要があります。開催時期は決算終了後3か月以内とするのが普通です。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集

しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】総会の招集通知は地方自治法第260条の15により、少なくとも開催期日の5日前までとします。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

【解説】「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることも可能です。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【解説】定足数、議決に要する会員数については、第22条第2項により、書面表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員を含める必要があります。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) 前年度の事業報告と決算報告

(2) 新年度の事業計画と予算の提案

(3) 役員を選出

(4) その他通常の事項

【解説】第21条の会員の議決権は、会員は基本的に個人であることを明確にしたもので、町会総会の議決方法は従来の「世帯単位」から、新規約では「個人単位」になります。

しかし、従来の町会、自治会においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたことを考慮し、第2項の規定（通常事項については、世帯単位で表決することができる）を設けることが可能です。

第2項の記載については、一定ではありませんが、上記の「会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする」と「表決権は1世帯をもって1個とする」のいずれかが適当であると考えられます。

定足数、議決に要する会員数については、第22条第2項により書面表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員を含めなければなりません。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

【解説】総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するため、議事録を作成する必要があります。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は役員 $\frac{1}{3}$ 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23

条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

【解説】町会の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には難しいため、役員会において実務執行に関する事項を決定することが適当と考えられます。

監事は会務の執行を監査する職務上、役員構成員になることはできませんが、必要により役員会への出席は可能と考えられます。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

【解説】財産目録は設立時及び毎年度作成することとなっています。また、資産の処分については、法的定めではありませんが、町会の重要事項ですので「4分の3以上」とするのが適当と考えられます。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

【解説】通常総会は、年度終了後3か月以内に行うのが通例と考えられ、第16条第1項もそのように定めています。

したがって年度開始から通常総会において予算が議決されるまでは、予算がないこととなりますので、第33条第2項のように定めておくことが実務上適当と考えられます。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【解説】会計年度の定め方は特に制限はありませんが、一般的には上記の形が多いようです。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、柏市長の認可を受けなければ変更することはできない。

【解説】規約変更をする場合は、市の担当部署で変更箇所の審査を受けたうえ、総会で議決してください。

(解散)

第37条 本会は、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合により解散する。

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取消し
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員が欠けたとき

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

【解説】①破産②認可の取消③総会員の4分の3以上の議決④構成員の欠乏の場合に、解散することになります。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

【解説】残余財産の営利団体への寄付、会員への分配は適切ではないので、このように定めておくことが適当です。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第40条 この規約に関し必要な事項は、総会の議決を経て〇〇が別に定める。

【解説】〇〇は「役員会」と定めるのが適当と思われます。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
(旧規約の廃止)
- 2 ○○町会規約(○年○月実施)は廃止する。
(経過措置)
- 3 この規約の施行の前日において○○町会(旧会)の役員である者(第3条に定める区域に住所を有する者に限る。)は、この規約の規定にかかわらず、その任期満了までの間、この規約による役員に選任されたものとみなす。
- 4 この規約の施行の前日において○○町会(旧会)の会員である第3条に定める区域に住所を有する個人は、第7条第1項の規定にかかわらず、入会申込書の提出を要しないものとする。
- 5 この規約の運用に伴い、その他必要な経過措置については、役員会の議決を経て定める。

【解説】既存の町会では、法人化に際して従来の規約を廃止する必要があるために上記のような事項が附則に必要となります。